

発議第3号

みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びみなかみ町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年11月30日 提出

みなかみ町議会議長 山田 庄一 様

提出者	石坂 武
賛成者	茂木 法志
〃	阿部 清
〃	高橋 視朗
〃	高橋久美子
〃	阿部 賢一
〃	高橋 市郎

みなかみ町議会議員定数条例の一部を改正する条例

みなかみ町議会議員定数条例（平成19年みなかみ町条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

みなかみ町議会議員定数条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、みなかみ町議会の議員の定数は、<u>18人</u>とする。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、みなかみ町議会の議員の定数は、<u>14人</u>とする。</p>	

発議第4号

みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及びみなかみ町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年11月30日 提出

みなかみ町議会議長 山田 庄一 様

提出者	石坂 武
賛成者	茂木 法志
〃	阿部 清
〃	高橋 視朗
〃	高橋久美子
〃	阿部 賢一
〃	高橋 市郎

みなかみ町議会委員会条例の一部を改正する条例

みなかみ町議会委員会条例（平成17年みなかみ町条例第235号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改め、第3号を削る。

- (1) 総務文教厚生常任委員会 7人
 - ア 総務課の所管に関する事項
 - イ 総合戦略課の所管に関する事項
 - ウ 税務課の所管に関する事項
 - エ 町民福祉課の所管に関する事項
 - オ 子育て健康課の所管に関する事項
 - カ 会計課の所管に関する事項
 - キ 教育委員会の所管に関する事項
 - ク 他の常任委員会の所管に属さない事項
- (2) 産業観光生活環境常任委員会 7人
 - ア 生活水道課の所管に関する事項
 - イ 農林課の所管に関する事項
 - ウ 観光商工課の所管に関する事項
 - エ 地域整備課の所管に関する事項

第5条第2項中「8人」を「6人」に、「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に初めてその期日を告示される一般選挙により選挙されるみなかみ町議会議員の任期が始まる日から適用する。

みなかみ町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 <u>常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>総務・文教常任委員会 6人</u></p> <p>ア <u>文教に関すること。</u></p> <p>イ <u>その他、他の常任委員会に属さないこと。</u></p> <p>(2) <u>厚生常任委員会 6人</u></p> <p>ア <u>福祉に関すること。</u></p> <p>イ <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>ウ <u>戸籍・住民登録に関すること。</u></p> <p>エ <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>オ <u>水道に関すること。</u></p> <p>(3) <u>産業・観光常任委員会 6人</u></p> <p>ア <u>農林水産に関すること。</u></p> <p>イ <u>商工及び観光に関すること。</u></p>	<p>(<u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 <u>常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>総務文教厚生常任委員会 7人</u></p> <p>ア <u>総務課の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>総合戦略課の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>税務課の所管に関する事項</u></p> <p>エ <u>町民福祉課の所管に関する事項</u></p> <p>オ <u>子育て健康課の所管に関する事項</u></p> <p>カ <u>会計課の所管に関する事項</u></p> <p>キ <u>教育委員会の所管に関する事項</u></p> <p>ク <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>産業観光生活環境常任委員会 7人</u></p> <p>ア <u>生活水道課の所管に関する事項</u></p> <p>イ <u>農林課の所管に関する事項</u></p> <p>ウ <u>観光商工課の所管に関する事項</u></p> <p>エ <u>地域整備課の所管に関する事項</u></p>	

みなかみ町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p><u>ウ 土木、建設、町営住宅に関すること。</u> <u>エ 都市計画に関すること。</u> (議会運営委員会の設置) 第5条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。ただし、委員のうち<u>3人</u>は、常任委員長をもってあてる。 3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。</p>	<p>(議会運営委員会の設置) 第5条 議会に議会運営委員会を置く。 2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。ただし、委員のうち<u>2人</u>は、常任委員長をもってあてる。 3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。</p>	

令和3年第5回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第6号	安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書	群馬県前橋市本町 3-9-10 群馬県医療労働組合連合会 中央執行委員長 出浦 匠人	令和3年11月8日 厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。</p> <p>このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。</p> <p>75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。</p> <p>コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。</p> <p>逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。 ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。 2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。 3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。 		

令和3年第5回(12月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第7号	オリ根アメニティーパークの老朽化した RDF 固形燃料化施設の廃止とごみ行政の見直しを求める陳情書	みなかみ町新巻1225番地 みなかみ町のごみ問題を考える会 代表 大坪 進	令和3年11月12日 厚生常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>みなかみ町は平成10年、旧月夜野・水上・新治衛生施設組合による、RDF固形燃料化施設、オリ根アメニティーパークを建設し、すべての可燃物ごみをRDF固形燃料化し、施設内の発電施設の燃料として使用し、焼却灰は溶融化し建設資材として活用し「ごみゼロ宣言」のもとにオリ根アメニティーパークが建設されました。</p> <p>その後、平成18年8月、発電施設熱交換器等の不具合事故で稼働停止となりました。本事業は、ごみを固形燃料として有効利用しようとしたものでしたが、この時点で逆有償（ト、当たり1000円で販売し運搬加工費21000円）となり、アメニティーパーク構想は破綻しました。</p> <p>しかし、本町はその後15年間も「RDF固形化」の製造をつづけ莫大な税金が無駄使いされてきました。</p> <p>さらに、平成29年5月にはRDF処理業者の変更により、処理費が倍近く跳ね上がりト、当たり39000円となり、さらに年間5千万円を超える損失ともいわれています。</p> <p>政府環境省は循環型社会形成推進基本法で3R（Reduce=ごみをもとで出さない。Reuse=再使用・再利用する。Recycle=リサイクル）を明記しています。</p> <p>本町が目指すべきは地球環境に優しい社会の実現です。行政、住民が一体となって「混ぜればごみ、分ければ資源」をめざすべきではないでしょうか。</p> <p>そこで、以下項目を要望します。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. RDF固形燃料施設の廃止計画を迅速にすすめること。 2. ゴミ分別資源化の推進、ごみ処理経費の削減。 3. 県下一高いごみ袋をすべて無料にしてください。 		